

管 区 事 務 所  
〒162-0805  
東京都新宿区矢来町65番  
電話 (03)5228-3171  
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE  
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku  
Tokyo 162-0805, Japan  
Tel. 81-3-5228-3171  
Fax. 81-3-5228-3175

法務大臣 古川禎久 様  
総理大臣 岸田文雄 様

2021年12月21日

## 死刑執行に強く抗議します

12月21日、藤城康孝さん、高根沢智明さん、小野川光紀さんの3名に対して死刑が執行されました。岸田内閣のもと古川禎久氏が法務大臣に就任してから約2か月での執行です。

古川法務大臣は、世論調査における国民の支持を死刑制度の存置理由にあげています。しかし、死刑制度や死刑の執行に関する情報が充分開示されず、国民間での議論が深まっていない状況の中で、世論調査を存置の理由にすることは許されません。

国連自由権規約委員会は、「日本政府は死刑制度廃止に向け前向きに検討し、必要に応じて国民に制度の廃止が望ましいことを説明すべき」とする報告書を出しています。

また、今年7月には米国の司法長官が連邦レベルでの死刑の執行の停止を指示しており、米国が死刑制度を廃止すれば、事実上の廃止国を含め OECD 加盟国の中で存置国は日本だけになります。更に、駐日 EU 上級代表部や EU 加盟国の駐日大使及びアイスランド、ノルウェー、スイスの駐日大使から強い抗議声明が出されたこともあります。もはや死刑制度の廃止は国際的な流れです。

私たちは永年、全ての人のいのちと尊厳を守るキリスト教の信仰に立って、死刑執行に反対をし、死刑制度の一日も早い廃止を訴えて参りました。

私たちは、死刑判決後に受洗した死刑囚と共に信仰生活を送っております。彼らは自ら犯した罪に真摯に向き合い、生きて罪を償いたいと贖罪の日々を送っております。

私たちはこれまで、このような信仰の友を死刑執行により奪われてきました。私たちの死刑制度廃止を求める抗議には切なる思いと願いがあります。

古川法務大臣には、是非とも死刑制度廃止を訴える私たちの声に耳を傾けると共に、世界的な視野に立って死刑制度廃止に向け努力するよう、そして死刑制度が廃止されるまで決して死刑執行をしないよう、強く要請致します。

日本聖公会 正義と平和委員会  
委員長 主教 上原榮正